

(証券コード 3950)

平成27年3月10日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

ザ・パッコ株式会社

取締役社長 中 尾 吉 計

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号 当社大阪工場本館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年 1月 1日)
(至 平成26年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げ後の個人消費の停滞や駆け込み需要の反動の影響は長引きましたが、企業業績の向上、雇用状況の改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

その一方では、円安による輸入品や原材料の価格上昇、海外景気の動向等が、国内景気を下振れさせる懸念は残っており、本格的な景気回復の見通しは、依然として不透明な状況であります。

このような状況の中、当社は、製造・販売拠点の拡大、品質管理の強化、技術力の拡充を図るとともに、「積極果敢 明るく、強く、逞しく」をスローガンに、グループ全社が結束して新たな市場開拓と適正価格での販売に注力する一方、不採算事業の見直し・改善を図るなど、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比1.8%増加の858億9百万円、営業利益は前期比4.3%増加の54億78百万円、経常利益は前期比5.8%増加の57億3百万円、当期純利益は第2四半期において西日本印刷工業株式会社の完全子会社化に伴う特別利益（負ののれん発生益）を10億64百万円計上したこともあり、前期比30.9%増加の43億22百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	50,811 ^{百万円}	104.1 %	59.2 %
化成品事業	18,486	105.9	21.5
その他事業	16,511	91.4	19.3
合計	85,809	101.8	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の59.2%を占めるこの部門では、紙袋(対連結売上高構成比31.7%)は、高級袋が好調に推移したほか、平成26年4月に子会社化し、同年6月18日付で完全子会社化した西日本印刷工業株式会社および新規受注が好調な特百嘉包装品貿易(上海)有限公司の売上も貢献し、連結売上高は271億99百万円(前期比5.2%増加)となりました。

紙器(同上構成比14.7%)は、ファーストフードやコンビニエンスストアの食品用パッケージが順調に伸び、連結売上高は126億31百万円(前期比2.1%増加)となりました。

段ボール(同上構成比10.2%)は、主要顧客の業績が回復傾向にあるほか、生産市場を中心に新規受注も増加し、連結売上高は87億89百万円(前期比2.5%増加)となりました。

印刷(同上構成比2.6%)の連結売上高は、株式会社京浜特殊印刷、日幸印刷株式会社とも受注が好調に推移し、21億91百万円(前期比9.4%増加)となりました。

以上により、この部門の連結売上高は508億11百万円(前期比4.1%増加)となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の21.5%を占めるこの部門では、紙おむつ用製品の受注が年間を通じて好調であったほか、食品向け軟包装が順調に伸長し、流通市場向け製品も概ね堅調に推移したため、連結売上高は184億86百万円(前期比5.9%増加)となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の19.3%を占めるこの部門では、流通市場向けギフト品は順調に推移しましたが、PASシステム(包装資材その他の製造・調達から在庫管理、納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム)に係る用度品等の売上が減少し、また繊維品に関する不採算事業を前年度末に終了したことにより、連結売上高は165億11百万円(前期比8.6%減少)となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、15億77百万円であります。その主なものは、大阪工場の製造設備の増強および東京本部の建物増築であります。

なお、これらの資金調達につきましては、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 60 期 平成23年度	第 61 期 平成24年度	第 62 期 平成25年度	第 63 期 平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	82,562	84,554	84,315	85,809
経 常 利 益 (百万円)	5,430	5,261	5,391	5,703
当 期 純 利 益 (百万円)	2,680	3,009	3,301	4,322
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	134.76	151.30	165.98	217.26
総 資 産 (百万円)	63,154	65,532	65,091	70,304
純 資 産 (百万円)	34,001	36,569	39,507	42,926
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,708.29	1,837.34	1,984.74	2,156.41

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) 京浜特殊印刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷
日幸印刷(株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷
(株) パックタケヤマ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西日本印刷工業(株)	45百万円	100.00%	紙加工品の印刷・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・バックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

- (注) 1. 当社は、平成26年1月1日付で株式会社ザ・ニコルスを吸収合併いたしました。
2. 当社は、平成26年6月18日をもって西日本印刷工業株式会社を完全子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、昨年4月に行われた消費増税後の個人消費や景況感の停滞は徐々に回復しつつあるものの、当社主力販売先である流通市場、生産市場の企業業績の動向は未だ不透明であります。

当社の属する業界は、既存の顧客、扱い製品だけでは大きな業績の伸長を望みにくい成熟産業とされています。そのため、当社では、従来からの主力製品に加え、米袋、紙おむつ用製品、食品用パッケージ等、販売先市場や扱い製品を開拓してまいりました。今後も、需要が見込める新たな市場の開拓や製品の開発に注力し、必要となる設備には積極的に投資して事業の拡大に努めてまいります。

また、近年では、円安等に伴う原材料や輸入品の価格上昇傾向が継続しております。当社は、企画提案販売と品質管理を強化して顧客満足度の向上を図ることにより適正価格による販売に努め、業務改革による合理化を一層推進して利益体質強化を図り、中長期的な経営方針を着実に実行して、さらなる業績の向上に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボール、段ボール箱などの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パッタケヤマ 西日本印刷工業(株) ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 特百嘉包装制品(常熟)有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ 西日本印刷工業(株) ザ・パッカアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 (大阪市東成区)

本部・支社 東京本部(東京都渋谷区)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、
関東支社(千葉県松戸市)、横浜支社、名古屋支社、京都支社、神戸支社、
岡山支社、広島支社、四国支社(高松市)、福岡支社

大阪工場 (大阪府東大阪市)

奈良工場 (奈良県大和郡山市)

東京工場 (埼玉県日高市)

茨城工場 (茨城県日立市)

② 子会社

国内 (株)京浜特殊印刷 (大阪市) 日幸印刷(株) (大阪市)

(株)パッタケヤマ (大阪市) 西日本印刷工業(株) (大阪市)

海外 ザ・パッカアメリカコーポレーション (米国)

特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 (中国)

特百嘉包装制品(常熟)有限公司 (中国)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,129 名	82名増

(注) 上記のほか、当社執行役員6名および臨時使用人534名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
850 名	21名増	39.9 歳	17.1 年

(注) 上記のほか、執行役員6名、子会社等への出向者13名および臨時使用人479名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成25年11月6日開催の取締役会における決議に基づき、連結子会社である株式会社ザ・ニコルスを平成26年1月1日付で吸収合併いたしました。
- ② 当社は、平成26年3月31日開催の取締役会における決議に基づき、西日本印刷工業株式会社を平成26年6月18日付で完全子会社化いたしました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株 (自己株式6,672株を含む) |
| ③ 株主数 | 5,933名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 千株	10.5 %
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,916	9.6
ザ・パックス取引先持株会	1,269	6.4
森田商事株式会社	1,013	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	864	4.3
北越紀州製紙株式会社	622	3.1
ザ・パックス社員持株会	600	3.0
大王製紙株式会社	545	2.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	494	2.5
七條紙商事株式会社	448	2.3

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(6,672株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 専務取締役	中 尾 吉 計 松 本 康 夫	営業本部長 品質管理本部長 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司董事長 特百嘉包装制品（常熟）有限公司董事長
常 務 取 締 役 同	奥 田 良 三 稲 田 光 男	大阪事業本部長 東京事業本部長 ザ・バックアメリカコーポレーション取締役会長
同 同	木 森 啓 至 寺 岡 由 則	管理本部長 東京製造事業部長 製造本部長 株式会社京浜特殊印刷代表取締役
取 締 役	瀧 之 上 輝 生	生産事業本部長 製造本部副本部長 大阪製造事業部長 日幸印刷株式会社代表取締役
同 同	山 下 英 昭 藤 井 道 久	東京第二事業部長 管理本部副本部長 経営企画部長
取締役相談役	森 田 和 子	公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役 同	山 本 清 一 西 川 洋 豊	公認会計士、税理士 前田公認会計士事務所所長 株式会社センチュリーワン代表取締役社長 有限会社センチュリー・ジャパン代表取締役社長 富久屋マネジメント株式会社社外監査役
監 査 役 同	林 拓 史	公認会計士、税理士 林公認会計士・税理士事務所所長 川上塗料株式会社社外監査役 日本機設工業株式会社社外監査役 ナフス株式会社社外監査役 ナフス南株式会社社外監査役 南陽食品株式会社社外監査役

- (注) 1. 西村 豊氏は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 河内 保氏は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において、藤井道久氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

4. 平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において、西川 洋および林 拓史の両氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 監査役前田 豊、林 拓史の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役前田 豊、林 拓史の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 監査役前田 豊、林 拓史の両氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要	
取 締 役	11 名	291 百万円		
監 査 役	5	39	うち社外監査役3名	12百万円
合 計	16	330		

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額26百万円ならびに平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の在任中の報酬を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

該当事項はありません。

ロ. 監査役

・重要な兼職先と当社との関係

監査役前田 豊氏は、株式会社センチュリーワンおよび有限会社センチュリー・ジャパンの代表取締役社長ならびに富久屋マネジメント株式会社の社外監査役であります。当該各会社と当社との間には取引関係はございません。

監査役林 拓史氏は、川上塗料株式会社、日本機設工業株式会社、ナフス株式会社、ナフス南株式会社および南陽食品株式会社の社外監査役であります。当該各会社と当社との間には取引関係はございません。

・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
前 田 豊	当事業年度の取締役会6回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
林 拓 史	平成26年3月28日に就任してから開催された取締役会5回の全ておよび監査役会9回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会9回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円

ロ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が解任し、監査役会が選任した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、その他の理由による会計監査人の選任・不再任・解任につきましては、監査役会の同意または請求により、株主総会に議案を上程いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は監査役会規定および監査役監査基準に基づき監査役監査を行い、監査室は内部監査規定に基づき内部監査を行う。
- ② 管理本部長は、全社のコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
- ③ 役員・従業員等に対する、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
- ④ 従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規定、稟議手続規定その他の社内規定等に基づき行う。
- ② 取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する社内規定、マニュアル、手続書等に基づき行う。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害、大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に、社長指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規定に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付役員による経営会議、事業部長以上による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
 - ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ社内規定に基づくものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ各社の管理・監査は、関係会社管理規定に基づき行う。
 - ② グループ各社に対して、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規定その他の内部統制体制の整備を求める。管理本部長は、これらの要請事項につきグループ各社から援助・指導等を求められた場合は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応させる。
 - ③ 当社が整備する社内通報制度にグループ各社を含めるものとし、グループ内でのコンプライアンス違反を発見し、防止し、是正に努める。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。

7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査室は、監査役の指揮命令下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
 - ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、監査役が必要と判断する会議へ出席できる。
 - ② 重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部監査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。

- ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

10. 社内規定等の整備

- ① 前九項に係る社内規定、制度、システム、マニュアル、手法等は、各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切に、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専門メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱い品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パックス株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックスアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装製品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始した他、国内においても平成21年に株式会社パックスケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23年には埼玉県日高市に東京工場を竣工し、生産能力の増強と物流機能の集約を行い、首都圏市場への対応力を強化しました。また、平成26年には、1月に連結子会社である株式会社ザ・ニコルスの吸収合併を行い、不採算事業の整理を行うとともに、同年6月に西日本印刷工業株式会社の全株式を取得して完全子会社化し、九州地区における生産拠点を確立する等、ザ・パックスグループとして事業を拡大してまいりました。

その間、平成3年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

これらの業績向上や財務体質強化に努める一方、当社は従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5年にはザ・パックスフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

- ・環境対応NO. 1の会社になろう
- ・品質NO. 1の会社になろう
- ・コストNO. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パック21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社是「愛し愛され」に基づく「人を大切にし、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことを、当社および当社グループの企業価値および株主共同の利益を高める取組みとして実行してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月9日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、本プランの一部変更を経て平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において、同株主総会の日から3年間（平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるものです。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,667	流 動 負 債	23,818
現金及び預金	7,248	支払手形及び買掛金	19,398
受取手形及び売掛金	22,914	未払法人税等	1,408
有価証券	6,199	賞与引当金	181
商品及び製品	5,232	役員賞与引当金	35
仕掛品	688	その他	2,794
原材料及び貯蔵品	749	固 定 負 債	3,559
繰延税金資産	192	退職給付に係る負債	3,034
その他	453	その他	524
貸倒引当金	△ 11	負 債 合 計	27,377
固 定 資 産	26,636	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	21,632	科 目	金 額
建物及び構築物	7,699	株 主 資 本	42,045
機械装置及び運搬具	5,109	資本金	2,553
工具、器具及び備品	231	資本剰余金	3,167
土地	8,066	利益剰余金	36,330
建設仮勘定	525	自己株式	△ 6
無 形 固 定 資 産	178	その他の包括利益累計額	852
投資その他の資産	4,825	その他有価証券評価差額金	1,108
投資有価証券	3,637	繰延ヘッジ損益	39
繰延税金資産	521	為替換算調整勘定	△ 74
その他	732	退職給付に係る調整累計額	△ 220
貸倒引当金	△ 66	少数株主持分	27
資 産 合 計	70,304	純 資 産 合 計	42,926
		負 債 純 資 産 合 計	70,304

連結損益計算書

(自 平成26年 1月 1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		85,809
売上原価		66,442
売上総利益		19,367
販売費及び一般管理費		13,889
営業利益		5,478
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	77	
受取賃貸料	49	
為替差益	12	
その他	43	278
営業外費用		
支払利息	8	
売上債権売却損	3	
支払補償費	11	
その他	29	52
経常利益		5,703
特別利益		
固定資産売却益	2	
負ののれん発生益	1,064	1,067
特別損失		
固定資産除却損	57	
投資有価証券評価損	2	
減損損失	175	235
税金等調整前当期純利益		6,536
法人税、住民税及び事業税		2,275
法人税等調整額		△63
少数株主損益調整前当期純利益		4,323
少数株主利益		1
当期純利益		4,322

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年1月1日残高	2,553	3,165	33,003	△ 6	38,716
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 994		△ 994
当期純利益			4,322		4,322
連結範囲の変動				△ 8	△ 8
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		2		8	10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2	3,327	△ 0	3,329
平成26年12月31日残高	2,553	3,167	36,330	△ 6	42,045

	その他の包括利益累計額					少数 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成26年1月1日残高	967	7	△ 207	—	766	23	39,507
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 994
当期純利益							4,322
連結範囲の変動							△ 8
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	141	31	133	△ 220	85	4	89
連結会計年度中の変動額合計	141	31	133	△ 220	85	4	3,419
平成26年12月31日残高	1,108	39	△ 74	△ 220	852	27	42,926

独立監査人の監査報告書

平成27年2月17日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第63期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月20日

ザ・パックス株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 清 一 ㊟

常勤監査役 西川 洋 ㊟

監査役 前田 豊 ㊟

監査役 林 拓史 ㊟

(注) 監査役前田 豊及び林 拓史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	39,787	流動負債	21,886
現金及び預金	5,813	支払手形	3,880
受取手形	2,686	買掛金	14,511
売掛金	17,676	未払金	795
有価証券	6,199	未払法人税等	1,325
商品及び製品	4,900	未払消費税等	434
仕掛品	547	賞与引当金	155
原材料及び貯蔵品	615	役員賞与引当金	29
立替金	767	設備関係支払手形	285
繰延税金資産	163	その他の	466
その他の当金	421	固定負債	2,615
貸倒引当金	△ 6	退職給付引当金	2,535
固定資産	25,622	長期未払金	79
有形固定資産	18,997	その他の	0
建物	7,254	負債合計	24,501
構築物	128	純資産	の部
機械及び装置	4,408	科 目	金 額
車両運搬具	14	株主資本	39,759
工具、器具及び備品	197	資本金	2,553
土地	6,910	資本剰余金	3,158
建設仮勘定	83	資本準備金	2,643
無形固定資産	162	その他資本剰余金	514
借地権	30	利益剰余金	34,054
ソフトウェア	119	利益準備金	449
その他	12	その他利益剰余金	33,604
投資その他の資産	6,462	買換資産圧縮積立金	135
投資有価証券	3,637	別途積立金	30,601
関係会社株式	1,228	繰越利益剰余金	2,867
出資金	111	自己株式	△ 6
関係会社出資金	434	評価・換算差額等	1,147
長期貸付金	566	その他有価証券評価差額金	1,108
従業員に対する長期貸付金	40	繰延ヘッジ損益	39
破産更生債権等	8	純資産合計	40,907
繰延税金資産	373	負債純資産合計	65,409
その他の	120		
貸倒引当金	△ 58		
資産合計	65,409		

損 益 計 算 書

(自 平成26年 1月 1日)
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		78,784
売 上 原 価		60,996
売 上 総 利 益		17,787
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,784
営 業 利 益		5,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	77	
受 取 配 当 金	128	
そ の 他	206	411
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他	30	39
経 常 利 益		5,375
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
抱 合 株 式 消 滅 差 益	202	205
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	569	
減 損 損 失	175	804
税 引 前 当 期 純 利 益		4,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,136	
法 人 税 等 調 整 額	△62	2,074
当 期 純 利 益		2,701

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 1月 1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成26年1月1日残高	2,553	2,643	514	3,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成26年12月31日残高	2,553	2,643	514	3,158

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益 剰余金			
買換資産 圧縮積立金		別途積立金						
平成26年1月1日残高	449	145	28,501	3,251	32,347	△ 6	38,052	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 994	△ 994		△ 994	
当期純利益				2,701	2,701		2,701	
自己株式の取得						△ 0	△ 0	
買換資産圧縮積立金の取崩		△ 9		9	—		—	
別途積立金の積立			2,100	△ 2,100	—		—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	△ 9	2,100	△ 383	1,707	△ 0	1,706	
平成26年12月31日残高	449	135	30,601	2,867	34,054	△ 6	39,759	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年1月1日残高	967	7	974	39,027
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 994
当期純利益				2,701
自己株式の取得				△ 0
買換資産圧縮 積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	141	31	173	173
事業年度中の変動額合計	141	31	173	1,879
平成26年12月31日残高	1,108	39	1,147	40,907

独立監査人の監査報告書

平成27年2月17日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月20日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役 山 本 清 一 ㊟

常勤監査役 西 川 洋 ㊟

監 査 役 前 田 豊 ㊟

監 査 役 林 拓 史 ㊟

(注) 監査役前田 豊及び林 拓史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第63期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額497,333,200円

なお、平成26年9月に中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、通期では1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役の導入を含め、内部統制体制の充実および経営基盤の強化に備えるため、現行定款第20条において10名以内と規定している取締役の員数を12名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役11名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役10名が任期満了となりますので、現状の経営体制に即した取締役の適正員数に合わせるため、員数を1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なかお よしかず 中尾吉計 (昭和27年9月15日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 東日本営業統括局長 平成10年3月 取締役 平成14年3月 常務取締役 平成19年1月 専務取締役 平成20年7月 取締役副社長 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	20,600株
2	まつもと やすお 松本康夫 (昭和27年7月16日)	昭和50年4月 当社入社 平成12年1月 大阪第一事業部長 平成13年3月 取締役 平成16年3月 常務取締役 平成17年1月 大阪事業本部長 平成22年1月 営業本部長(現任) 平成23年1月 専務取締役(現任) 平成24年2月 品質管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司董事長 特百嘉包装制品(常熟)有限公司董事長	18,400株
3	おくだ りょうぞう 奥田良三 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年1月 東京第一事業部長 平成14年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成21年3月 東京事業本部長 平成22年1月 調達本部長 平成24年1月 購買本部長 平成25年1月 大阪事業本部長 平成27年1月 西日本事業部長(現任)	12,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	い な だ み つ お 稲 田 光 男 (昭和31年12月11日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年1月 東京第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 東京事業本部長 平成27年1月 東日本事業部長(現任) (重要な兼職の状況) ザ・パックスアメリカコーポレーション取締役会長	12,000株
5	き も り け い じ 木 森 啓 至 (昭和26年8月5日)	昭和49年4月 当社入社 平成13年1月 大阪第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成22年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 大阪事業本部長 平成25年1月 管理本部長(現任)	13,700株
6	て ら お か よ し の り 寺 岡 由 則 (昭和29年10月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 東京製造事業部長 平成14年3月 取締役 平成18年1月 大阪製造事業部長 平成24年1月 製造本部長 平成24年7月 東京製造事業部長(現任) 平成25年1月 製造購買本部長 平成25年3月 常務取締役(現任) 平成26年7月 製造本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役	12,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	たきのうえ て る お 瀧之上 輝 生 (昭和36年4月30日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年1月 大阪製造事業部化成品製造部長兼開発 本部生産技術部長 平成18年1月 奈良製造事業部製造部長 平成20年1月 大阪製造事業部長(現任) 平成23年3月 取締役(現任) 平成24年1月 製造本部副本部長 平成25年1月 製造購買本部副本部長 平成26年4月 生産事業本部長(現任) 平成26年7月 製造本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) 日幸印刷株式会社代表取締役	4,400株
8	やました ひであき 山下 英 昭 (昭和32年6月7日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年1月 東京第一事業部一部部長 平成18年1月 東京第二事業部副事業部長 平成20年1月 東京第二事業部長(現任) 平成23年1月 執行役員 平成25年3月 取締役(現任)	5,400株
9	ふじい みちひさ 藤 井 道 久 (昭和33年8月21日)	平成17年4月 当社入社 平成17年4月 購買事業部企画開発部長 平成20年1月 経営企画部長 平成24年1月 執行役員 平成24年1月 管理本部副本部長(現任) 平成26年3月 取締役(現任)	1,900株
10	もりた かずこ 森 田 和 子 (昭和3年9月9日)	昭和27年5月 当社入社 昭和40年1月 管理本部副本部長 昭和61年3月 取締役 平成7年3月 代表取締役会長 平成10年3月 取締役相談役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長	70,048株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
11	※ はやし ひろふみ 林 拓史 (昭和40年8月17日)	平成3年10月 会計士補登録 平成3年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成13年1月 個人事務所(現林公認会計士・税理士事務所)開設(現在にいたる) 平成13年3月 税理士登録 平成26年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 川上塗料株式会社社外監査役 日本機設工業株式会社社外監査役 ナフス株式会社社外監査役 ナフス南株式会社社外監査役 南陽食品株式会社社外監査役	100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 林 拓史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
4. 林 拓史氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、その知識・経験を当社の経営に活かしていただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしますので、選任をお願いするものであります。
5. 林 拓史氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったことはありません。なお、同氏は過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく、受ける予定もありません。また、同氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 林 拓史氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終了の時をもちまして、当社社外監査役を辞任いたします。社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。
7. 林 拓史氏が選任された場合、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役林 拓史氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役山本清一および前田豊の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、玉越久義氏は林 拓史氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第31条第2項の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ さとう せいじ 佐藤 誠司 (昭和31年1月6日)	昭和57年10月 当社入社 平成21年1月 法務部長 平成24年1月 執行役員(現任) 平成24年1月 総務法務部長(現任)	4,700株
2	※ にしお ういちろう 西尾 宇一郎 (昭和30年3月7日)	昭和57年3月 公認会計士登録 昭和58年12月 税理士登録 平成11年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員 平成13年7月 日本公認会計士協会理事 平成14年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現在にいたる) 平成18年6月 松下電工株式会社(現パナソニック電工株式会社)非常勤監査役 (重要な兼職の状況) 一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部監事	一株
3	※ たまこし ひさよし 玉越 久義 (昭和39年8月25日)	昭和63年3月 東北大学法学部卒業 平成4年4月 弁護士登録 平成6年3月 京都大学法学部修士課程修了(民事訴訟法) 平成10年8月 玉越法律事務所開設(現在にいたる) (重要な兼職の状況) トモシアホールディングス株式会社社外監査役	一株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の監査役候補者であります。

3. 西尾宇一郎および玉越久義の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 西尾宇一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただき、社外監査役職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
5. 玉越久義氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただき、社外監査役職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
6. 西尾宇一郎および玉越久義の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったことはありません。なお、両氏は過去2年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく、受ける予定もありません。また、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 西尾宇一郎および玉越久義の両氏が選任された場合、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。
8. 西尾宇一郎および玉越久義の両氏は、社外監査役就任と同時に東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員となる予定です。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社は、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下、本議案において同じ。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブとすることを目的として、下記記載の内容により当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入することについて承認をお願いするものであります。

なお、当社は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

なお、現在の取締役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において年額470百万円以内と決議いただいておりますが、本件ストックオプションの新株予約権に関する報酬額は、当該報酬限度額の枠内において承認をお願いするものです。

1. 報酬等の額

当社の取締役報酬は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会決議において、年額470百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬枠内で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額30百万円以内で付与することにいたしたく存じます。なお、現在の取締役の員数は10名（うち非常勤取締役1名）ですが、第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は11名、うち社外取締役1名および非常勤取締役1名となり、本件ストックオプションの付与対象となる取締役は9名となります。

2. 報酬として割り当てる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

株式の種類は当社普通株式とし、株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とします。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(2) 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内の範囲で、当社取締役会の定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社取締役の地位(当該期間内に当社の監査役または執行役員へ地位の変更があったときは、その地位)を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を一括行使することができるものとします。
- ② 対象者は、新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率(売上高・営業利益額)が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ、当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができないものとします。

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

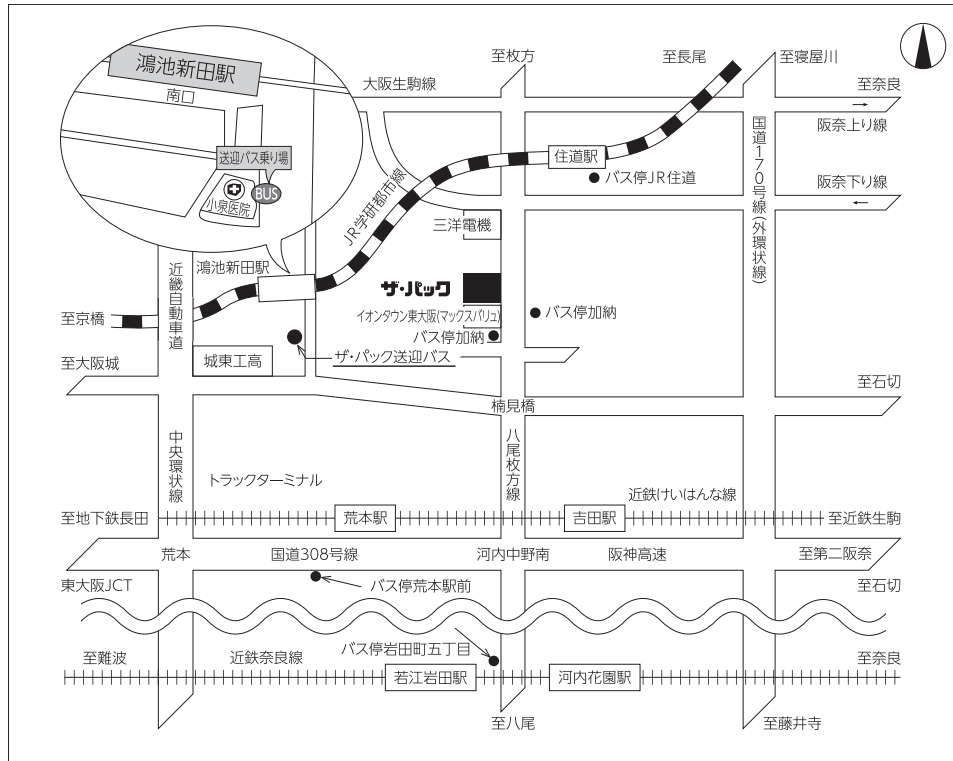
(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション(新株予約権)を、当社取締役会の決議により発行し割り当てることを検討しております。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号
当社大阪工場本館3階会議室
TEL 072-962-1221



- ・ JR学研都市線鴻池新田駅下車、当社送迎バス(9時から9時40分まで運行、約10分)
 - ・ JR学研都市線住道駅下車、近鉄バス近鉄八尾駅前行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
 - ・ 近鉄奈良線若江岩田駅下車、東へ徒歩5分、近鉄バス岩田町五丁目バス停からJR住道行きまたは萱島行き乗車約20分、加納バス停下車、北へすぐ
 - ・ 近鉄けいはんな線荒本駅下車、近鉄バスJR住道行きまたは萱島行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
- (当日、近鉄バスは道路混雑による延着が予想されます。また便数があまりございませんので、できるだけJR学研都市線鴻池新田駅より当社送迎バスをご利用ください。)